

## **[事案 2022-98] 契約無効請求**

・令和5年1月23日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和3年10月に腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術を受けたため、同年5月に申込手続きを行い、同年10月に成立した団体保険の医療保険（契約者は職員共済組合・被保険者は自分）にもとづき手術給付金を請求したところ、責任開始期前に発症した疾病を直接の原因とする手術であるとして手術給付金が支払われなかった（同年11月に本契約は解約済）。しかし、申込みに際し、自分は鼠径ヘルニアの罹患を認識しており、今後手術を受ける旨を取扱者に説明したところ、取扱者は「医師の診察を受けていなければ給付金の対象となる」と回答したことから、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 取扱者は、申立人の職場で鼠径ヘルニアについての照会を受けた記憶はあるものの、誰から受けたか記憶がなく詳細を聞いたかも覚えていない。一般的に、保険金請求に関する照会については、具体的な回答はせず、職員共済組合の加入者向け窓口を確認するよう案内していたため、申立人にもそのように案内したと思われる。
- (2) 団体保険の加入勧奨にあたっては、パンフレット等の資料を加入希望者自身で読むことを原則としている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および取扱者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。